

## 入 札 心 得 書

1. 入札者の資格は、建設業法第8条の規定による登録を有するものとする。
2. 入札は、所定の様式により所定の場所へ時間内に提出し、特に指示する以外郵送は認めない。
  - ・積算内訳書を提出する事。
3. 次の各号に該当すると認めた入札は無効とする。
  - (1) 入札に記名捺印のないもの、又は入札書中要領を得られないもの。
  - (2) 入札事項を表示せず、一定の金額又は価格を表示しないもの。
  - (3) 入札人協定をして入札をなし、又は不正の行為があった場合。
  - (4) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたもの。
4. 一旦提出した入札書の引換変更、又は取消をすることはできない。
5. 入札に関し正当の理由なく当該職員の指示に従わず、あるいは当方の不利を図るものは指名を取消す。
6. 落札者の決定は、同価格のものがあった場合は、抽選により決定する。
7. ただし、当該者のない場合は、再入札を行う。

再入札が成立しなかった場合は、最低の者に見積書を提出させ随意契約をすることがある。  
入札額は落札決定の場合発表する。
8. 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。
9. 契約は、落札決定の日より7日以内に当方指示による内訳明細書及び指定書類添付の上契約し、万一落札者の都合により期間内に契約できないときは棄権とみなす。契約書は、昭和48年4月1日中央建設業審議会決定の建設工事標準請負契約約款を準用するが部分的に条項を加除した契約をする。
10. 請負者の専任主任技術者及び現場代理人は、常勤とする。
11. 工事に伴う諸行事費（竣工式費を除く）は、請負人の負担とする。
12. 契約は、滑川町契約規則に従い締結する。
13. 指名を受けたものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときはその旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うものとする。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行うものとする。